

東京基督教大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、福音主義キリスト教の信仰に基づいて、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従い、キリスト者である男女を牧師、伝道師、宣教師およびその他のキリスト教奉仕者として養成することを目的とする。

2 本学は、学部または学科ごと（ただし、大学院においては研究科または専攻ごと）に、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学部規則等において定め、公表するものとする。

(自己評価等)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的・キリスト教的使命を達成するため、本学における教育研究活動および宗教活動等の状況について自ら点検および評価を行ない、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検および評価を行なうに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適切な体制を整えて行なうものとする。

3 本学は、第1項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であって、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

4 本学は、第1項及び第3項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、認証評価機関以外の学外者による評価を受けるよう努めるものとする。

(情報の積極的な提供)

第1条の3 本学における教育研究および宗教活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

(名称)

第2条 本学は、東京基督教大学と称する。

(所在地)

第3条 本学は、千葉県印西市内野三丁目301番5に置く。

第2章 学部、学科、学生定員および修業年限

(学部、学科および学生定員)

第4条 本学において設置する学部、学科およびその学生定員は次のとおりとする。

学部および学科	入学定員	編入学定員	収容定員
		3年次	
神学部	33人	14人	160人
神学・国際教養学科	33人	14人	160人

(大学院)

第4条の2 本学に大学院を設置する。

2 大学院については、別に定める。

(修業年限および在学年数)

第5条 学部の標準修業年限は4年とする。なお、第14条第1項の規程により入学した者の標準修業年限は、第2年次に入学した者については3年、第3年次に入学した者については2年、第4年次に入学した者については1年とする。

2 在学年数は標準修業年限の2倍を超えることはできない。

3 本学は、別に定めるところにより、本学の学部に3年以上在学した学生が、卒業の要件として本学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、本条第1項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

4 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることがある。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項にかかわらず、秋季入学生に関しては、8月1日に始まり、翌年7月31日に終わるものとする。

(学期)

第7条 学年を3学期に分け、次のとおりとする。

春期は4月1日から7月31日まで

秋期は8月1日から11月30日まで

冬期は12月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、前項の学期の開始日および終了日について、臨時に変更することができる。

3 各学期の授業実施日等は、別に定める学年暦による。

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 削除

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

(6) 春季休業

ただし、休業日には補講を行なうことがある。

2 国民の祝日が日曜日と重なるときは、休日とせず、授業を行なう。

3 必要がある場合には、休業期間中であっても授業を行うことがある。

4 第1項に定める休業の期間については、年毎に、学年暦においてあらかじめこれを定める。

- 5 学長は、必要がある場合には、大学運営会議の議を経て、第1項の休業日を臨時に変更することができる。
- 6 学長は、第1項に定めるもののほか、大学運営会議の議を経て、臨時の休業日を設けることができる。

第4章 入学、休学および退学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年もしくは学期の始めとする。

(入学の資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、献身したキリスト者で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校卒業者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
 - (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると本学において認めた者
 - (9) 本学において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
- 2 本学は、大学・学部等の教育理念、教育目的、教育内容等に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を学部規則等において定め、公表するものとする。

(入学の志願)

第11条 本学に入学を志願する者は、入学願書に履歴書その他必要書類に所定の入学選考料を添えて本学に提出しなければならない。

2 提出の時期、方法については別に定める。

(入学者の選考)

第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考する。

(入学の手続きおよび入学の許可)

第13条 入学試験に合格した者は、所定の日までに保証人連署の上、誓約書に所定の入学金、その他の必要な経費を添えて提出しなければならない。この手続きを終了しない者は、合格を取り消すことがある。保証人はよくその任に堪えられる成年者で、独立の

生計を営む者であって、学生の在学中における一切の事項に関し連帯の責任を負うことができる者とする。入学試験に合格した者が未成年者であるときは、保証人は特別な事情がない限り親権者でなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学・転入学)

第14条 本学に編入学、再入学または転入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 前項の規程により、入学を許可された者が、本学以外の大学、短期大学または高等専門学校ですでに修得した授業科目の単位認定は所定の手続きにより行い、入学時の相当年次については、認定された単位数及び選考結果に基づき、教授会の議を経て、学長が決定する。

3 編入学の資格は、短期大学または高等専門学校を卒業した者もしくはその他法令により編入学を認められる者とする。

(休学)

第15条 疾病その他やむを得ない理由により3か月以上修学できないときは、医師の診断書、またはその理由を付し、保証人連署の上、休学を願い出て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第16条 休学の期間は、当該学年を超えてはならない。ただし、特別の理由のあるときは引き続きさらに1年間まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して、3年を超えることはできない。

3 休学の期間は、第5条の在学年数には算入しない。

(復学)

第17条 休学期間内にその理由が解消し、復学しようとする者は、復学願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

(退学)

第18条 退学しようとする者は、正規の手続きを経て、保証人連署の上、願い出て学長の許可を得なければならない。

2 前項により、退学した者が再入学しようとするときには、退学後2か年以内に限り選考の上、これを許可することがある。

(転学)

第19条 本学から他の大学に転学を希望する者は、保証人連署の上、願い出て学長の許可を得なければならない。

第20条 (削除)

(除籍)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第5条第2項に定める在学年数の上限を超えた者

(2) 第16条第1項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期間にわたり行方不明の者

(5) 在学中に死亡した者

(留学)

第22条 本学が有益と認めるときは、休学することなく、他の大学に留学することができる。

第5章 教育課程および履修方法等

(教育課程の編成方法)

第23条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

2 科目区分、授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

3 学長は、前項の別表に掲げる科目の他に、教授会の議を経て、必要な授業科目を置くことができる。

4 本学は、大学・学部等の教育理念、教育目的、教育内容等に応じた教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を学部規則等において定め、公表するものとする。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内および教室外を合せて45時間とし、次の基準によって計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、学長が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 各科目の授業時間数及び単位の計算方法については、履修案内等によりあらかじめ明示するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、卒業研究、インターンシップ等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(メディアを使用した授業)

第24条の2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、本学の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行なう教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第24条の3 本学は、授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施するものとする。

(認証制度・副専攻)

第24条の4 学長は、別に定めるところにより、学生等が特定の授業科目群を修得した場合に、その学修の成果を認証することができる。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 特に定めないかぎり、学則に定める授業時間数の3分の1以上を欠席した科目については、単位修得資格を失う。

(学習の評価)

第26条 試験等の評価はA、A－、B＋、B、B－、C＋、C、C－、D＋、D、I、

Fをもって表し、D以上を合格とする。

- 2 前項の評価に基づき、G P A (Grade Point Average) 制度を導入する。同制度の配点その他の詳細は、別に定める。

(修得単位数の上限・下限)

第26条の2 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間または一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限および下限を定めることができる。

- 2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。
- 3 学生の修得する単位数が第1項に定める下限に満たない場合には、懲戒を加えることができる。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第27条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合および外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第28条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項および第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第28条の2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第42条の規程により修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 3 前2項により修得したものとみなし、または与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第27条第1項および第2項ならびに第28条第1項により本学において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 この規程に定める認定に関して必要な事項は別に定める。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第29条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し（第5条第3項が適用される場合を除く。）、別表第1に定めるところにより、所定の単位を取得しなければならない。

(卒業)

第30条 前条に基づき卒業の要件を満たした者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。

3 学位規則については別に定める。

4 本学は、大学・学部等の教育理念、教育目的、教育内容等に応じた卒業認定・学位授与に関する方針（ディプロマ・ポリシー）を学部規則等において定め、公表するものとする。

第7章 入学選考料、入学金、授業料、その他の費用

(入学選考料等の金額)

第31条 本学の入学選考料、入学金、授業料等の金額は別表第2のとおりとする。

(授業料等の納期)

第32条 授業料等は次の3期に分けて納入できる。ただし特別の事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

第一期 4月1日から4月20日まで

第二期 8月1日から8月20日まで

第三期 12月1日から12月20日まで

2 前項にかかわらず、新入生の授業料等の納期については別に定める。

(退学および停学の場合の授業料等)

第33条 学期の途中で退学し、または除籍された者の当該学期分の授業料等は、徴収する。

2 停学期間中の授業料等は徴収する。

(休学の場合の授業料)

第34条 一学期を通じて休学した者は、その期の授業料の10分の1を納付するものとする。ただし、その他の諸経費は徴収しない。

2 学期の途中で休学した者については、その期の授業料は徴収する。

(年度途中で卒業する場合の授業料等)

第35条 年度途中で卒業する者は、当該年度の卒業する月までの授業料等を納付するものとする。

(納付した授業料等)

第36条 納付した入学選考料、入学金および授業料等は原則として返還しない。ただし、所定の期日までに返還を申し出た場合は、入学選考料、入学金を除いた授業料等を返還することができる。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第37条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な教職員を置く。

2 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者のうちから別に定める規程により選考する。

(名誉教授)

第37条の2 名誉教授に関する規程は、別に定める。

第9章 教授会

(教授会)

第38条 本学に教授会を置き、学長がこれを招集する。学長は構成員の3分の2以上の要求があるときは、教授会を招集しなければならない。

(教授会の構成)

第39条 教授会は学長、教授、准教授、専任講師、および助教をもって組織し、学長は審議の必要に応じて他の関係者を出席させることができる。

(教授会の審議事項)

第40条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学・卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

2 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

第10章 図書館

(図書館)

第41条 本学に図書館を付設する。

2 図書館に関する規程は別に定める。

第11章 科目等履修生、聴講生、外国人留学生、帰国子女学生および特別聴講生
(科目等履修生)

第42条 本学の授業科目のうち、1科目または数科目を選んで履修を志願する者があるときは、選考の上、その授業および研究に妨げのない限り、科目等履修生として科目履修を認めることがある。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第25条の規定を準用する。

(聴講生)

第43条 本学の授業科目のうち、1科目または数科目を選んで聴講を志願する者があるときは、選考の上、その授業および研究に妨げのない限り、聴講生として科目聴講を認めることがある。

(外国人留学生・帰国子女学生)

第44条 外国人または帰国子女で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の外国人留学生または帰国子女学生に対しては、第23条に掲げるもののほか、日本語科目および日本事情に関する科目を置くことができる。

(特別聴講学生)

第45条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(研究生)

第45条の2 本学において特定の教員の指導のもとに研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として受け入れることがある。

(科目等履修生、聴講生、外国人留学生、帰国子女学生、特別聴講生および研究生に関する規程)

第46条 科目等履修生、聴講生、外国人留学生、帰国子女学生、特別聴講学生、および研究生に適用する規程に関しては、別に定める。

第12章 附属機関

(附属機関)

第47条 本学に次の附属機関を置く。

- (1) 共立基督教研究所
- (2) 国際宣教センター
- (3) 教会音楽アカデミー

2 附属機関に関する規程は別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第48条 本学は、学生の研究およびキリスト教文化に資するために、公開講座を開設することができる。

第14章 厚生施設

(学生寮)

第49条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は別に定める。

第 1 5 章 賞罰

(表彰)

第 5 0 条 学業優秀で、他の学生の模範となる者に対しては表彰する。

(罰則)

第 5 1 条 本学に在学する者で次の各号に該当する者に対しては、学長は教授会の議を経て、これに懲戒を加えることができる。懲戒は、譴責、停学および退学とする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱しその他学生の本分に反した者

(改廃)

第 5 2 条 この学則の改廃は、教授会の議を経て理事会が行う。

附則 1 この学則は、1990年（平成 2 年） 4 月 1 日から施行する。

附則 2 この学則は、1994年（平成 6 年） 4 月 1 日から施行する。

附則 3 この学則は、1995年（平成 7 年） 4 月 1 日から施行する。

附則 4 この学則は、1996年（平成 8 年） 4 月 1 日から施行する。

附則 5 この学則は、1997年（平成 9 年） 4 月 1 日から施行する。

附則 6 この学則は、1998年（平成10年） 4 月 1 日から施行する。

附則 7 この学則は、1999年（平成11年） 4 月 1 日から施行する。

附則 8 この学則は、2001年（平成13年） 4 月 1 日から施行する。

附則 9 この学則は、2004年（平成16年） 4 月 1 日から施行する。

附則 1 0 この学則に必要な細則は別に定める。

附則 [2005年（平成17年） 3 月22日改正]

この学則は、2005年（平成17年） 4 月 1 日から施行する。

附則 [2006年（平成18年）10月31日改正]

この学則は、2007年（平成19年） 4 月 1 日から施行する。

附則 [2007年（平成19年） 3 月27日改正]

この学則は、2008年（平成20年） 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の 2、第 5 条、第 1 0 条、第 2 1 条、第 2 4 条および第 2 7 条の改正規定は、2007年（平成19年） 4 月 1 日から施行する。

附則 [2008年（平成20年） 1 月15日改正]

この学則は、2008年（平成20年） 4 月 1 日から施行する。

附則 [2008年（平成20年） 3 月25日改正]

この学則は、2008年（平成20年） 4 月 1 日から施行する。

附則 [2009年（平成21年） 3 月24日改正]

この学則は、2009年（平成21年） 4 月 1 日から施行する。

附則 [2009年（平成21年） 3 月24日改正]

この学則は、2010年（平成22年） 4 月 1 日から施行する。

附則〔2010年（平成22年）3月23日改正〕

この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。ただし第37条の改正規定は、2010年（平成22年）4月1日から施行する。

附則〔2011年（平成23年）3月22日改正〕

この学則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附則〔2011年（平成23年）3月22日改正〕

この学則は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附則〔2012年（平成24年）3月27日改正〕

この学則は、2012年（平成24年）4月1日から施行する。

附則〔2013年（平成25年）3月26日改正〕

この学則は、2013年（平成25年）4月1日から施行する。

附則〔2013年（平成25年）3月26日改正〕

この学則は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条の定めにかかわらず、2014年（平成26年）度及び2015年（平成27年）度の神学部神学科の3年次編入学定員は、それぞれ12人とする。

附則〔2015年（平成27年）3月24日改正〕

この学則は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附則〔2017年（平成29年）1月24日改正〕

この学則は、2017年（平成29年）4月1日から施行する。

附則〔2019年（平成31年）3月26日改正〕

この学則は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附則〔2020年（令和2年）3月24日改正〕

この学則は、2020年（令和2年）4月1日から施行する。

附則〔2020年（令和2年）3月24日改正〕

- 1 この学則は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の時点で、改正前の神学部神学科および国際キリスト教福祉学科に入学した学生に関する授業科目その他の取り扱いについては、なお従前の例による。
- 3 以下に掲げる時期に、以下に掲げる年次へ編入学する学生に関する授業科目その他の取り扱いについては、なお従前の神学部神学科および国際キリスト教福祉学科の例による。

2021年度 2年次以上

2022年度 3年次以上

2023年度 4年次

附則〔2021年（令和3年）3月23日改正〕

この学則は、2021年（令和3年）4月1日から施行する。

附則〔2023年（令和5年）11月21日改正〕

この学則は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附則〔2024年（令和6年）1月29日改正〕

この学則は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。

附則〔2024年（令和6年）7月4日改正〕

- 1 この学則は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行の時点で、改正前の神学部神学科、国際キリスト教福祉学科および総合神学科に入学した学生に関する学科名、授業科目その他の取り扱いについては、なお従前の例による。
- 3 以下に掲げる時期に、以下に掲げる年次へ編入学する学生に関する授業科目その他の取り扱いについては、なお従前の神学部総合神学科の例による。

2025年度	2年次以上
2026年度	3年次以上
2027年度	4年次

附則〔2025年（令和7年）3月25日改正〕

この学則は、2025年（令和7年）4月1日から施行する。

別表第1 神学部神学・国際教養学科 授業科目一覧

科目 区分	科目名	単位	備考	
TCU コア	TCU スタンダード 1	2	必修科目(J)	
	TCU スタンダード 2	2	必修科目(J)	
	TCU スタンダード 3	2	必修科目(J)	
	キリストと世界 I (神学)	2	必修科目(J)	
	キリストと世界 II (旧約)	2	必修科目(J)	
	キリストと世界 III (新約)	2	必修科目(J)	
	霊的形成	2	必修科目(J)	
	クリスチャンライフ・フォーメーション 1	4	必修科目(J)	
	クリスチャンライフ・フォーメーション 2	4	必修科目(J)	
	クリスチャンライフ・フォーメーション 3	4	I 年次入学指定科目	
	クリスチャンライフ・フォーメーション 4	4	I 年次入学指定科目	
	TCU Standard 1	2	必修科目(E)	
	TCU Standard 2	2	必修科目(E)	
	TCU Standard 3	2	必修科目(E)	
	Christ and the World I: Issues Facing the Church Today	2	必修科目(E)	
	Christ and the World II: Issues Facing the Church through Time	2	必修科目(E)	
	Christ and the World III: Issues Facing Ancient Israel and the Early Church	2	必修科目(E)	
	Spiritual Development	2	必修科目(E)	
	Christian Life Formation 1	4	必修科目(E)	
	Christian Life Formation 2	4	必修科目(E)	
	Christian Life Formation 3	4	I 年次入学指定科目	
	Christian Life Formation 4	4	I 年次入学指定科目	
キリスト教リベラルアーツ	初年次教育	基礎演習 A	2	I 年次入学指定科目
		基礎演習 B	2	
		基礎演習 C	2	
		情報リテラシー	2	I 年次入学指定科目
		キャリア教育	2	I 年次入学指定科目
		Academic Research and Writing	2	I 年次入学指定科目
	人文学	人文学 I (文学)	2	
		人文学 II (西洋思想)	2	
		人文学 III (東洋思想)	2	
		人文学 IV (キリスト教倫理)	2	
		人文学 V (キリスト教哲学)	2	
		Humanities I: Survey of Western Philosophy	2	
		Humanities II: Christian Ethics	2	
	社会科学	社会科学 I (保育学)	2	
		社会科学 II (女性と社会)	2	
		社会科学 III (心理学 I)	2	
		社会科学 IV (心理学 II)	2	
		社会科学 V (言語学)	2	
		Social Sciences I: General Psychology	2	
		Social Sciences II: Christian Education	2	
	グレート ブックス	Great Books I: Western Philosophy	2	
		Great Books II: Japanese Literature	2	
		Great Books III: World Literature	2	
		Great Books IV: Social Sciences	2	
		Great Books V: Natural Sciences	2	
		Great Books VI: Sacred Books of the East	2	

		Great Books VII: Christian Classics	2	
	教会音楽	教会音楽 I (ミュージックミニストリー)	2	
		教会音楽 II (教会音楽の歴史)	2	
		教会音楽 III (教会音楽の実際)	2	
		教会音楽 IV (クワイア1~4)	2	日英同時 開講科目
		教会音楽 V (オルガンレッスン1~4)	2	
		教会音楽 VI (ピアノレッスン1~4)	2	
		教会音楽 VII (声楽レッスン1~4)	2	
		教会音楽 VIII (ギターレッスン1~4)	2	
	スポーツ	スポーツ・リベラルアーツ I	2	
		スポーツ・リベラルアーツ II	2	
言語	英語	Total English 1-A	4	1 年次入学指定科目
		Total English 1-B	4	
		Total English 1-C	4	
		Total English 2-A	4	
		Total English 2-B	4	
		Total English 2-C	4	
		Total English 3-A	1	
		Total English 3-B	1	
		Total English 3-C	1	
		Pre-English Intensive Study Abroad	1	
		English Intensive Study Abroad	4	
	韓国語	韓国語 1 (基礎)	2	
		韓国語 2 (初級)	2	
		韓国語 3 (中級)	2	
	中国語	中国語 1 (基礎と台湾文化入門)	2	
		中国語 2 (初級)	2	
	日本語	Elementary Japanese Language and Culture 1	4	
		Elementary Japanese Language and Culture 2	4	
		Elementary Japanese Language and Culture 3	4	
		Intermediate Japanese Language and Culture 1	4	
		Intermediate Japanese Language and Culture 2	4	
		Intermediate Japanese Language and Culture 3	4	
		Advanced Japanese Language and Culture 1	2	
		Advanced Japanese Language and Culture 2	2	
		Advanced Japanese Language and Culture 3	2	
		Japanese Extensive Reading and Listening 1	2	
		Japanese Extensive Reading and Listening 2	2	
		Japanese Extensive Reading and Listening 3	2	
		Mastering Kanji 1	1	
		Mastering Kanji 2	1	
		Mastering Kanji 3	1	
	ヘブライ語	ヘブライ語 1 (文法1)	2	
		ヘブライ語 2 (文法2)	2	
		ヘブライ語 3 (文法3)	2	
		ヘブライ語 4 (講読1)	1	
		ヘブライ語 5 (講読2)	1	
	ギリシア語	ギリシア語 1 (文法1)	2	
		ギリシア語 2 (文法2)	2	
		ギリシア語 3 (文法3)	2	
		ギリシア語 4 (講読1)	1	
		ギリシア語 5 (講読2)	1	
門 専	聖書学	聖書学 I (旧約通論)	2	

		聖書学 II (福音書)	2	
		聖書学 III (モーセ五書)	2	
		聖書学 IV (預言書・聖文書)	2	
		聖書学 V (書簡)	2	
		Biblical Studies I: Old Testament Survey	2	
		Biblical Studies II: New Testament Survey	2	
		Biblical Studies III: Approaches to Biblical Interpretation	2	
		Biblical Studies IV: Topics in Biblical Theology	2	
		Biblical Studies V: Selected Biblical Books	2	
	組織神学・歴史神学	組織神学 I (神論・人間論・キリスト論)	2	
		組織神学 II (救済論・教会論・終末論)	2	
		歴史神学 I (古代・中世)	2	
		歴史神学 II (宗教改革・近現代)	2	
		歴史神学 III (旧約聖書史/考古学)	2	
		歴史神学 IV (第二神殿時代史/考古学)	2	
		歴史神学 V (信条学)	2	
		歴史神学 VI (日本キリスト教通史)	2	
		Christian History and Tradition I: Ancient and Medieval Church History	2	
		Christian History and Tradition II: The Reformation and Modern Church History	2	
		Christian History and Tradition III: The Heidelberg Catechism	2	
		Christian History and Tradition IV: Science and Religion	2	
		Christian History and Tradition V: Systematic Theology	2	
		Christian History and Tradition VI: Japanese Church History	2	
	実践神学	実践神学 I (宣教学)	2	
		実践神学 II (メッセージの方法と実践)	2	
		実践神学 III (説教学)	2	
		実践神学 IV (説教演習)	2	
		実践神学 V (礼拝学)	2	
		実践神学 VI (牧会学)	2	
		実践神学 VII (教会カウンセリング)	2	
		Practical Theology I: Missiology	2	
		Practical Theology II: Public Speaking	2	
		Practical Theology III: Introduction to Christian Ministry in Japan	2	
		Practical Theology IV: Clinical and Pastoral Psychology	2	
		Practical Theology V: Christian Apologetics	2	
		Practical Theology VI: Philosophy and Theology of Music	2	
専門	ユース・ミニストリーズ	ユース・ミニストリー I (神学と実践)	2	
		ユース・ミニストリー II (思春期の理解)	2	
		キリスト教教育 I (神学と理念)	2	
		キリスト教教育 II (方法と実践)	2	
	キリスト教福祉	キリスト教福祉 I (介護福祉)	2	
		キリスト教福祉 II (キリスト教公共福祉論)	2	
		キリスト教福祉 III (人間の尊厳と自立)	2	
		キリスト教福祉 IV (人間関係とコミュニケーション)	2	
		キリスト教福祉 V (こころとからだのしくみ)	2	
		キリスト教福祉 VI (生活支援技術)	2	
		キリスト教福祉 VII (障がいの理解)	2	
		キリスト教福祉 VIII (社会福祉論)	2	
		キリスト教福祉 IX (対人援助と問題解決法)	2	
		キリスト教福祉 X (精神保健福祉論)	2	
	グローバル・スタディーズ	グローバル・スタディーズ I (異文化理解)	2	
		Global Studies I: Intercultural Communication	2	

		グローバル・スタディーズ II (グローバル・スタディーズ入門)	2	
		Global Studies II: Introduction to Global Studies	2	
		グローバル・スタディーズ III (日本文化論)	2	
		Global Studies III: Japanese Arts and Aesthetics	2	
		グローバル・スタディーズ IV (アフリカ文化論)	2	
		Global Studies IV: Introduction to African Culture	2	
		Global Studies V: Crucial Issues in Asia	2	
		グローバル・スタディーズ VI (キリスト教と文化)	2	
		Global Studies VII: Religion and Society in Japan	2	
		グローバル・スタディーズ VIII (平和学)	2	
		Global Studies IX: International Development	2	
		グローバル・スタディーズ IX (国際協力論)	2	
		Global Studies X: Japan Encounters the West	2	
		グローバル・スタディーズ XI (韓国文化論)	2	
		Global Studies XII: Religion and Public Policy	2	
		グローバル・スタディーズ XIII (リーダーシップと組織マネジメント)	2	
		Global Studies XIV: TESOL	2	
		グローバル・スタディーズ XV (日本語教育)	2	
		Global Studies XVI: Japanese Culture and Society	3	
統 合	演 習	専門演習 (教会教職 1)	2	
		専門演習 (教会教職 2)	2	
		専門演習 (グローバル)	2	
		専門演習 (ユース 1)	2	
		専門演習 (ユース 2)	2	
		専門演習 (キリスト教福祉)	2	
		専門演習 (神学教養)	2	
	実 習	実習 A (グローバル)	2	
		実習 B (グローバル)	4	
		実習 C (グローバル)	6	
		実習 A (ユース 1)	2	
		実習 A (ユース 2)	2	
		実習 A (福祉)	2	
		実習 A (キャリア)	2	
	卒 研	卒業研究 A (個人)	6	
		卒業研究 B (協働)	6	

別表第2 入学選考料・入学金・授業料等（2025年度から）

	総合神学科	備考
入学金	50,000円	1年次入学・編入学共通
授業料	690,000円	
施設費	261,600円	
教育充実費	80,400円	
計	1,082,000円	

語学研修費	履修者のみ徴収	
器楽実習費	履修者のみ徴収	
入学選考料	35,000円	